

## 企画運営基本原則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この基本原則は、一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、「機構」という。）における企画運営事業に関し必要な事項を定める。

(企画運営事業)

第2条 企画運営事業は、理事会で決議された事業計画に基づき、企画運営部会及びその下部組織がこれを行う。

2 企画運営部会の下部組織は、総務・渉外委員会、財務委員会および広報委員会で構成される

### 第2章 企画運営部会

(目的)

第3条 機構運営を総括し、運営に関する諸事項を担当する部会として企画運営部会を置く。

(権限)

第4条 企画運営部会は、以下の業務を行う。

- (1) 機構運営の企画・立案に関すること
- (2) 外部関係機関との折衝および連携・協力に関すること
- (3) 会員の入会、退会、除名に関すること
- (4) 財務に関すること
- (5) 広報に関すること
- (6) 総務・渉外委員会、広報委員会の各委員の選任
- (7) 企画運営基本原則の改正案の作成
- (8) その他、理事会から指示された事項

(構成)

第5条 企画運営部会は、理事長、業務執行理事、企画運営部会の下部委員会の委員長および事務局長をもって構成する。

(企画運営部会長)

第6条 企画運営部会長は理事長とする。

(任期)

第7条 企画運営部会の委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 企画運営部会の委員が、任期途中で退任したとき、欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(企画運営部会の開催)

第8条 企画運営部会は、隔月開催を原則として、必要に応じて開催するものとする。

(招集)

第9条 企画運営部会は、企画運営部会長が招集する。

2 企画運営部会の議長は、企画運営部会長が務める。

### 第3章 総務・渉外委員会

(目的)

第10条 機構の運営管理に関する総務及び外部の関係諸機関・団体との折衝や連携・協働業務を実施する委員会として、企画運営部会の下に総務・渉外委員会を置く。

(権限)

第11条 総務・渉外委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 機構の運営管理に関する総務
- (2) 外部の関係諸機関・団体との折衝や連携・協働
- (3) その他

(委員会の構成)

第12条 総務・渉外委員会は、担当理事とその他に2-3名の委員会から構成する。

(委員長)

第13条 総務・渉外委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

(委員の選任)

第14条 総務・渉外委員会の委員は、総務・渉外委員会委員長が推薦し企画運営部会において選任する。

(任期)

第15条 総務・渉外委員会委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 総務・渉外委員会委員が、任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第16条 総務・渉外委員会は、必要に応じて開催するものとし、委員長が招集する。

(議長)

第17条 総務・渉外委員会の議長は、委員長が務めるものとする。

(議事録)

第18条 総務・渉外委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

### 第4章 財務委員会

(目的)

第19条 分野別評価事業の収支管理や必要な資金の調達と運用、機構の資産、負債、損益等の管理を行う委員会として、企画運営部会の下に財務委員会を置く。

(権限)

第20条 財務委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 当該年度の予算立て
- (2) 当該年度の収支管理
- (3) 必要な資金の調達と運用
- (4) 機構の資産、負債、損益等の管理
- (5) 監事への報告
- (6) その他

(委員会の構成)

第21条 財務委員会は、財務委員長と2-3名の委員、および事務局長で構成する。

(委員長)

第22条 財務委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

(委員の選任)

第23条 財務委員会の委員は、財務委員会委員長が推薦し企画運営部会において選任する。

(任期)

第24条 財務委員会委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 財務委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第25条 財務委員会は、原則年2回程度開催するものとし、委員長が招集する。

(議長)

第26条 財務委員会の議長は、委員長が務めるものとする。

(議事録)

第27条 財務委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

## 第5章 広報委員会

(目的)

第28条 機構の広報活動に関する諸事項を担当し、会員ならびに社会に向けて広報することで、分野別評価事業の推進・拡大をはかる委員会として、企画運営部会の下に広報委員会を置く。

(権限)

第29条 広報委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 機構のホームページの運営方針を審議し理事会へ報告する
- (2) 機構のホームページの維持管理を行う。
- (3) 機構の事業活動など、会員ならびに広く社会に広報するために、適切な手段を審議し、その媒体作成を推進する。
- (4) その他広報に関する諸活動

(委員会の構成)

第30条 広報委員会は、機構の組織構成、目的、評価基準、評価方法を理解した上で、広報の知識を有する看護学部等の教員と事務職員で構成する。

2 広報委員会は、5名程度の委員をもって構成する。

(委員長)

第31条 広報委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

(委員の選任)

第32条 広報委員会の委員は、広報委員会委員長が推薦し企画運営部会において選任する。

(任期)

第33条 広報委員会委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 広報委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第34条 広報委員会は、必要に応じて開催するものとし、委員長が招集する。

(議長)

第35条 広報委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長がこれにあたる。

(議事録)

第36条 広報委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

## 第6章 その他

(改正)

第37条 この企画運営基本原則の改正は、総合評価部会の発議に基づき理事会において行う。

附則

1. この基本原則は、2019年2月8日に制定し、同日より施行する。
2. この基本原則の改正は、2020年9月4日から施行する。